

## 中小企業向け措置法の所得制限

### 1. 改正のポイント

#### (1)趣旨・背景

多額の所得を得ており、財務基盤が脆弱とは認められない法人が、中小企業向けの特例措置の適用を受けている事態が見受けられる。このような状況は、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている一方で、財務基盤が脆弱な中小企業を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているとはいえないことから見直しが行われる。

#### (2)内容

下記(3)の金額が15億円を超える法人(適用除外事業者)については、中小企業向けの特例措置が適用されなくなる(中小企業向けの主な特例措置は次頁参照)。

(1) 事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度(基準年度)の所得の金額の合計額

(2) 各基準年度の月数の合計数

(3) (1) / (2) × 12

#### (3)適用時期

平成31年4月1日以後に開始する事業年度において適用される。

## 2. 中小企業向けの主な特例措置

中小企業向けの主な特例は以下のとおり。今回の改正の影響を受けるのは租税特別措置法に関する特例のみであり、法人税法に関する特例は、引き続き適用を受けることが可能である。なお、租税特別措置法の各特例項目の適用期限との関係から現時点で影響がある特例項目は、限定的となっている。

適用される税目等		特例項目	適用可否	備考
租税特別措置法	中小企業向けの 限定措置	軽減税率(15%)	△	適用開始前に特例措置の期限切れ(H31.3.31まで)
		貸倒引当金(法定繰入率)	×	
		交際費等の定額控除制度	△	適用開始前に特例措置の期限切れ(H30.3.31まで)
		少額減価償却資産の損金算入の特例	△	適用開始前に特例措置の期限切れ(H30.3.31まで)
		商業・サービス業・農林水産業活性化税制	△	適用開始前に特例措置の期限切れ(H31.3.31まで)
		中小企業投資促進税制(特別償却又は税額控除)	△	適用開始前に特例措置の期限切れ(H31.3.31まで)
	中小企業向けの 上乗せ措置	環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)	△	適用開始前に特例措置の期限切れ(H30.3.31まで)
		特定設備等(公害防止用設備等)の特別償却	×	
		研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)	×	
		被災代替資産等の特別償却	×	
		雇用促進税制	△	適用開始前に特例措置の期限切れ(H30.3.31まで)
		所得拡大促進税制(税額控除額の上限等)	△	適用開始前に特例措置の期限切れ(H30.3.31まで)
法人税		軽減税率(19%)	○	
		欠損金繰越控除の損金算入限度額	○	
		欠損金の繰戻還付制度	○	
		特定同族会社の留保金課税の適用除外	○	
		貸倒引当金の損金算入制度	○	
地方税法		外形標準課税の適用除外	○	